主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、被告人名義「お願い」と題する書面、被告人の弁護人鈴木孟 秋名義の控訴趣意書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 井波七郎 判事 入山実)